

## 目的・概要

母子家庭等、父子家庭及び寡婦が、技能習得のための通学等自立を促進するために必要な事由や疾病等の事由により一時的に介護、保育や日常生活等に支障が生じた場合や、母子家庭等になって間がなく生活が不安定な場合などに、多様なニーズや時間帯に応じて家庭生活支援員を派遣（支援員の居宅でも可。宿泊預かりも実施）し、支援を行うとともに、あわせて、家庭生活支援員の資質向上を図るための講習会を実施する。

### <家庭生活支援員の資格>

- ・生活援助：訪問介護員（ホームヘルパー）講習会修了者及び生活援助に係る一定の研修を修了した者
- ・子育て支援：保育分野における一定の研修を修了した者

### <実施場所>

利用者の居宅の他、家庭生活支援員の自宅や講習会の会場等も可

### <実施主体>

都道府県、市町村